常滑市建設工事等における一抜け方式実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、常滑市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第１項に規定する建設工事をいう。）、建設工事に係る測量、調査、設計等その他の委託、物品等の購入（以下「建設工事等」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)において実施する一抜け方式に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において「一抜け方式」とは、業者の過大受注による建設工事等の品質低下の防止及び受注機会の確保を目的に、競争入札に付す一定の条件を満たす複数の建設工事等において､あらかじめ定めた開札順序により、先に落札者(落札候補者を含む。以下同じ。)となった者のしたその後の入札を無効とし、他の応札者から落札者を順次決定する入札方式をいう。

（対象案件）

第３条　一抜け方式の対象となる建設工事等（以下「対象案件」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める全ての要件に該当する建設工事等とする。

（１）　一般競争入札

ア　同一日に入札公告を行い、かつ、同一日に開札する案件であること。

イ　工事種別又は業種区分が同一の案件であること。

ウ　入札参加資格条件が同一の案件であること。

（２）　指名競争入札

ア　同一日に指名通知を行い、かつ、同一日に開札する案件であること。

イ　工事種別又は業種区分が同一の案件であること。

ウ　格付等級が同一の案件であること。

２　前項の規定にかかわらず、開札順が下位の建設工事等であって、参加可能業者数が１者のみとなり、実質的に競争性が確保できないものは、対象案件としないものとする。

（留意事項）

第４条　一抜け方式の執行にあたっては、次の各号に留意することとする。

（１）　入札公告又は指名通知に当該案件が一抜け方式の対象案件であることを明示すること。

（２）　対象案件の開札順は、設計金額が高い順に設定すること。

（３）　落札者の決定は、原則として開札順に行うこと。

（４）　先に落札者となった者がその後の案件にも参加している場合は、その者のしたその後の入札を無効とすること。

（５）　一部の対象案件の入札が中止又は取止めとなった場合は、開札順を繰り上げることとすること。

（その他）

第５条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。